

組合だより

241号

2020年

3月6日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

目次： 1~2：団体交渉報告 3：職員宿舍問題 3~4：全大教だより 5：旅日記 6：単組だより，お知らせ

2/6 センター試験手当廃止に関する団体交渉報告



2020年2月6日にセンター試験手当廃止に関する団体交渉を行いました。これまでのセンター試験手当を廃止し，超過勤務手当での対応にするとの大学の決定に対する団体交渉です。

この団体交渉のための要求書は1月7日に提出しました。内容は組合だより240号に掲載していますが，情報公開を求める項目も含めて全部で8項目の要求です。今回の団体交渉はこの要求書に基づいたものです。

まず，今回岡山大学職員組合と交渉することなくセンター手当を廃止するように規定を変更したことに対して謝罪がありました。組合からは，今後給与に関しての変更を行うときには必ず組合と相談するようにと申し入れをしました。

昨年度のセンター入試に関する経費については，大学入試センターから岡山大学への配分額が1627万4156円，支給したセンター入試手当の総額が1334万4000円，物件費が459万3426円だったとのこと。つまり総額では支出が収入を166万ほど上回っており，センター入試のみでみれば赤字だったということになります。物件費には，外部に委託した警備員や看護師の費用が含まれているということです。昨年までのセンター入試手当は1日あたり1万2000円，ただし「地理歴史，公民」または「理科」のみの監督補助者は6000円，リスニングのみの監督補助者は4000円でした。

今年度については，大学センターからの第一次配分が1496万3610円，第二次配分がある予定とのことで総額は団体交渉時点では大学側もわからないということでした。超過勤務手当でいくらかかったかは団体交渉の時点では人事課もまだ把握していないとのことでした。11月の役員会等の資料での超過勤務手当で対応した場合の超過勤務手当額がおよそ1000万円となっていることの根拠は，昨年と同程度の勤務時間であったらこの程度だということを出したもののように。

センター入試で土日に出勤し，振替休日を取った上で，1日7時間45分を超えた場合については超過勤務手当を支払うという対応は，裁量労働制とどういう関係にあるのか，という点については，そもそも裁量労働制の労使協定において，入試は裁量労働に含まれていないことから当然にこのような対応になるという回答でした。組合からは，その点については労使協定の中で明確になるように表現してほしいと要求し合意しました。



センター入試は土日に開催されるため、センター試験業務従事者は原則として振替休日を取ることになっています。しかし、従来から振替休日は実質的になかなか取れないという声が組合には上がっています。特に1月2月は卒論修論時期でもあり振替を取るのが難しい人が多いと思われます。そのため、振替休日がなかなか取れないという状況を改善してほしいと要求しました。それに対し、高橋理事は、教員は裁量労働制なのだから自分の裁量で休めるはずだと回答しました。裁量労働制といえども授業、入試、会議は裁量労働ではないと労使協定で明記されており、教員の裁量で振替休日が決められない場合も多々あると組合では認識しています。振替休日については今後も対応を要求していく予定です。

今回のセンター試験手当を廃止し超過勤務手当での対応とした理由については、大学側は長時間働いていてもそうでなくても一律1万2000円の手当であることに対する不満の声が上がっていたと回答しました。そのことについては一定理解しますが、超過勤務手当での対応となると、同じ仕事をしていてももともと給与の高い人が時給が高くなるということになり、これまでとは別の不均衡が発生することになります。また、超過勤務手当対応とすることで、ほとんどの人が1

万2000円のセンター試験手当よりも少ない額になると考えられます。超過勤務手当対応になった関係か、昨年よりも試験監督者の集合時間が遅くなった試験場もあり、昨年度の勤務状況より超過勤務が減っているのではないかという声もあります。



岡山大学職員組合としては、今年超過勤務手当で合計いくら支払ったのかを明らかにするよう要求しました。それは今後回答がある見込みです。

岡山大学職員組合でも、独自に、センター入試当日業務に関わられた方がどのくらい超過勤務手当をもらったかについてアンケート調査を行うことにいたしました。この調査は組合員だけでなく、センター入試当日業務した方すべてに回答していただきたく思っています。組合員以外にもアンケート用紙を配布しますので、ご協力よろしくお願ひします。また、WEBからもアンケートに回答できます。以下のQRコードからぜひご回答ください。

教職員のみなさまへ

「センター試験業務の超過勤務手当に関するアンケート調査」を実施中です。ご協力よろしくお願いいたします。



WEB版はこちらから→
お願ひします。

2020年1月からのセンター試験・個別学力試験業務に対する岡山大学の対応

- センター試験、個別学力試験の入試業務に従事する日については、教員は裁量労働制の適用を解除し、勤務時間管理を行うこととし、1日の所定労働時間(7時間45分)を超える時間については超過勤務手当を支給。
- なお、センター試験における「地理歴史、公民」、「理科」又は「英語【リスニング】」の監督補助を行う者等で、当日の勤務を命ずる時間が4時間未満となる場合は、休日給対応。
- 休日の振替については今までどおり取得。ただし上述の休日給対応の方は、振替の対象とはならない。
- 入試に係る業務が所定労働時間に満たない場合は、その部分については、本来業務(自身の研究や事務業務等)に従事(除 休日対応の方)。
例1: センター試験従事時間6時間30分の場合、本来業務に1時間15分従事し、合計で7時間45分となるようにする。
例2: センター試験「地理歴史、公民」の監督補助を行い、2時間30分勤務の場合、休日給を支給。勤務時間が7時間45分となるように5時間15分勤務時間を割り振る必要なし。
- 超過勤務手当は30分未満切り捨て30分以上切り上げで1時間単位で支給。

職員宿舎の退去問題について



大学は職員宿舎の整備計画を進めており、老朽化した職員宿舎を取り壊し、住宅用借地や商用借地などに転用して再開発する計画を立てています。一部で新宿舎を建設しますが、それは主に任期付教職員や招聘研究者や遠隔地からの新規採用者等を対象としたもので、最大5年程度の入居期間制限を設けるとしています。そして、取り壊しの決まった宿舎については、老朽化の程度により2025年3月末までの5年間と2027年3月末までの7年間の期間を決めて入居者に退去を求めています。2019年11月時点で、取り壊し予定の333戸中227戸に入居があり、その方々は5年もしくは7年以内に引越をしなければなりません。

職員組合ではこの問題に取り組むにあたり、意見集約会やメールを通して入居されている方々のご意見に耳を傾けてきました。現入居者に対する大学の説明会では、説明する職員の対応があまりに形式的かつ冷淡で、大きなショックを受けた方がいらっしやるとのことでした。職員宿舎に住み続けることを希望する方はけっこうおられる様子が皆大変困惑しており、特にお子さんを抱えられる方は、子供の転校の問題で頭をかかえているとのことでした。

大学は、入居者を対象に「職員宿舎整備検討のためのアンケート調査」を行っていますが、その結果は開示されていません。組合は、今回の計画に現入居者の意見がまったく反映されていないのではないかと疑念を抱いています。キャンパス将来構想検討委員会の資料によると、新宿舎に5年の入居期間制限をかける論拠のひとつとして、現入居者中5年以内の入居者が半数以上を占めていることをあげています。しかし、半数を以上といてもそれは51%で、残り49%が5年を超え

て入居していることは無視されています。また、大学が実施したマーケット調査によれば宿舎跡地は賃貸住宅・分譲住宅としてニーズがないという結果がでていますが、組合はその結果も疑問視しています。

大学周辺に教職員の住環境があることは、労働者だけにメリットがあるわけではなく、通勤車両・通勤手当の抑制や緊急時の教職員の招集のしやすさなど、大学にとってもメリットがあると考えられますが、今回の計画にはそういった視点が抜け落ちているように感じます。

これからの活動で、組合は大学に対し要求を行っていきませんが、まずは次の点について取り組みます。



1. 2019年11月に大学が職員宿舎入居者に対し行ったアンケートの結果を明らかにする。
今回の計画には入居者の意見が全く反映されてないように感じられます。大学が行ったアンケートの結果の開示要求を行います。
2. 今回の職員宿舎の見直しを行うあたり、大学がどのような目的意識を持って行っているのか明らかにする。

今回の計画は、施設整備コストの観点だけで場当たり的に行っているように見えます。整備計画の理由を大学に質問します。



組合では、引き続き入居者の皆様のご意見を募集しています。また、入居者でなくても、この問題にご興味のある方は遠慮無くご意見をお寄せください。

全大教だより ～全大教単組交流広場から～



全国大学高専教職員組合(全大教)は全国の国公立大学、国立高専、大学共同利用機関の教職員組合の連合体です。岡山大学職員組合も加盟しています。全大教は、そのホームページの中に加盟組合の代表者が自由に情報を交換できる「単組交流広場」を設けています。ここでは、それぞれの

組合で、今、どのようなことが問題になっているかを知ることができます。

今回は2019年12月以降2020年3月はじめてかけて話題になったことの中から3つを紹介します。

新型コロナウイルス 対応

2月から3月にかけて、各大学での新型コロナウイルス関連についての情報が飛び交いました。状況は刻々と変わるとは思われますが、組合の観点からみた新型コロナウイルス対策のポイントは、現段階（2020年3月4日）では主に以下になると思われ



1. 新型コロナウイルスに感染したことによる欠勤がどのような扱いになるか
2. 新型コロナウイルスに感染したかどうか判別できないが発熱等の風邪の症状がある場合の対応
3. 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業によって子の監督等が必要になる場合の対応

1. については新型コロナウイルス感染症が指定感染症と定められたため、岡山大学を含めほとんどの大学が職務専念義務の免除期間として取り扱うことになったようです。つまり、給与は支払われるけれども休め、ということです。岡山大学では常勤教職員、特別契約職員、非常勤職員のすべてが有給になります。

2. に関しては今のところ特に情報がありません。病気休暇あるいは年次有給休暇を使うしかないのかもしれませんが、感染拡大防止には風邪の症状があるけれども新型コロナウイルスに感染しているかどうかわからないというときにきちんと休むことが必要と思われ

3. については2月27日に臨時休校の要請があったから、にわかに大問題になりました。急遽各大学は子の監督等が必要になった場合に有給で休めるように対応しているようです。岡山大学も3月4日に子の看護養育休暇（新型コロナウイルス感染症対策）が新設されました。しかし、小学生3年生までにしかな対応していません。他大学では小学校6年生まで対応しているところがあります。また、人事院が3月1日付で出した「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが難しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについて」という通知にはこどもの年齢に関しての条件はない、との指摘も全大教単組交流広場でなされています。

全大教はこの問題に対して文科省に対し2月28日付で「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」を提出しています。そこには上記の2について自宅待機のうえ有給の特別休暇とすることや、テレワークや時差出勤の推進についても求めています。全大教の出した声明は全大教のホームページから見るができます。

国家公務員定年延長

人事院勧告をうけて、国家公務員の定年を順次65歳まで延長するという法案が2020年の通常国会に提出される見通しとの情報が単組交流広場でありました。現在の案では60歳以上では60歳の賃金の7割程度になる見込みで、現在の再雇用の同5割より引き上げられる見通しです。

岡山大学の教員はすでに定年65歳になっていますが、それ以外の職員については国家公務員の定年が引き上げられればそれに準ずるのではないかと思います。しかし、現段階では岡山大学について具体的な情報は組合ではつかんでおりません。

同一労働同一賃金

2020年4月1日に改正パート



タイム・有期雇用労働法が施行されます。これにより正規職員（無期雇用フルタイム職員）と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止になります。いわゆる同一労働同一賃金といわれているものです。

正確には均等待遇規定と均衡待遇規定があります。均等待遇規定とは正規職員と非正規職員の間で職務内容等が全く同じ場合に差別的取り扱いを禁止するものです。ただ、責任の程度や配置転換に関しても全く同じ条件でないと均等待遇規定は適用されないの、岡山大学の非常勤職員の場合、均等待遇規定の対象となる方はほとんどおられないと思われ

ます。一方、均衡待遇規定の方は職務内容等の違いを考慮した上で不合理な待遇差を禁止するものです。岡山大学の非常勤職員の多くはこちらの対象となると思われ

ます。多くの大学の組合で均衡待遇規定を根拠として、休暇制度を正規職員と非正規職員を同じにするという取り組みが行われています。しかし、なかには、均衡待遇とするために正規職員の方の待遇を非正規職員の待遇に合わせるように改悪しようとする大学もあるようです。そのようなことなく、非常勤職員の待遇を常勤職員に合わせる方向で均衡待遇を実現することを岡山大学職員組合は目指します。



組合合唱団と一緒に歌いませんか？

こんにちは！職員組合合唱団です。合唱団では月に3回、金曜日の夕方6時から北公民館で練習をしています。レパートリーは世界や日本の名歌から心にジーンとくる懐かしい歌まで、様々な曲で合唱を楽しんでいます。一度、覗いてみてください。お待ちしております。

お問い合わせは、組合（内7168）まで

ローカル線で行く！フーテン旅日記

第69回

比叡山に登る日本一のケーブルカー！

前編 坂本ケーブル

工学部職員組合 大西孝

1200年を超える歴史を持つ延暦寺。この古刹は京都市と大津市の間にそびえる比叡山にあります。比叡山には、東西のいずれからもケーブルカーで登ることができますが、この両者は、いずれも日本一の記録を持っています。今回は、東の大津市から延暦寺を訪れるルートをご紹介します。

大津市側から比叡山に登るには、東側のふもとにあるケーブル坂本駅からケーブルカーに乗ります。ケーブル坂本駅にはJRの湖西線の比叡山坂本駅か、京阪電車の坂本比叡山駅から徒歩またはバスで向かいますが、古くから延暦寺の門前町として栄えた坂本地区の情緒を味わうには、比較的ケーブル坂本駅に近い京阪電車の駅から歩くのがお勧めです。また、坂本へ向かう京阪電車の大津線は、今でも浜大津（はまおおつ）駅付近に道路の上を電車が走る区間があり、かつて京都市営地下鉄東西線ができるまで京都市内の京阪三条から蹴上（けあげ）の間で、三条通にあふれる車間を電車が走っていた姿を彷彿させます。

坂本比叡山駅から趣ある日吉神社の参道を抜けてケーブル坂本駅へ向かいます。延暦寺は大きく分けて東塔地区、西塔地区、横川（よかわ）地区があり、ここから東塔地区まで1927年（昭和2年）に開通した坂本ケーブルが走っています。

この路線は日本で一番長いケーブルカーとして知られ、坂本ケーブルを運行する比叡山鉄道のホームページによると、全長は2025mあり、11分かけて登ります。途中には二つの駅があり、トンネルもいくつかあるため、車内から見える風景もどんどん変わっていき、高度が上がって眼下に琵琶湖が広がると、乗客からは歓声が上がります。このケーブルカーから眺めが良いのは、線路の上に電線（架線）がないためです。かつては車内の電灯や放送に使う電気を架線から取り入れていましたが、十数年前に車両へバッテリーを積み込み、上下の駅で停車中に充電するように改造し、駅以外の区間では架線と鉄柱を撤去しました。ケーブルカーの最大の売りである眺望を確保しようとする工夫が凝らされている点も注目になります。

坂本から500m近く登り、ケーブル延暦寺駅に着くと空気がひんやりとしています。開業時から使われている古風な駅舎には、延暦寺の東塔地区の鐘の音が聞こえてきます。駅から10分ほど歩くと延暦寺でもとりわけ有名な国宝の根本中堂（こんぼんちゅうどう）に着きますが、根本中堂は2016年から10年間の大改修中で、全貌を拝むことはできません。ただし、工事の囲いの中に見学通路が生まれ、葺き替え中の屋根の上を間近に見ることができ、山の上に壮大な伽藍を建造した先人の知恵に驚かされます。

今回は比叡山上のバスに乗って西塔地区に行き、その後、京都市へロープウェイとケーブルカーを乗り継いで下山したいと思います。



浜大津駅を出て坂本へ向かう京阪電車。浜大津駅の付近は、道路の上を電車がゆっくり走ります。



ケーブル延暦寺駅から眺める琵琶湖。ケーブルカーの車内からも琵琶湖を一望できます。



坂本ケーブルの車内からすれ違った下りの車両を眺める。線路の上に電線や鉄柱が無いので、後ろに広がる景色がよく見えます。



ケーブル延暦寺駅から少し歩くと、延暦寺の東塔が見えてきます。

単組だより



理学部職員組合から

理学部職員組合では、遅ればせながら2月4日に平和町の居酒屋「喜和味」にて、新年会を開き、親睦を深めました。今回は本年度をもって退職される地球科学科の鈴木教授のお祝いを兼ね、講義にまつわる先生の貴重な話を聞いて大いに盛り上がりました。(高橋卓)



教員のみなさんへ

全大教教員アンケート実施中です。

全大教では、教員の方々の労働状況を把握するために、4年に一度アンケートを行っています。対象は、組合員であるかどうかを問わず、すべての国公立大学、国公立高専、大学共同利用機関の教員です。今回はとくに非裁量業務が全体の業務のどの程度の時間を占めているのかについての調査項目を増やしました。裁量労働制では、講師以上の場合は5割以上、助教の場合は9割以上の時間が研究にあてられていることが前提となっています。しかし、現状はどうでしょうか？

このアンケートはその現状を明らかにし、全大教が文科大臣や国会議員に働きかける際の資料として使用することを目的としています。

是非ご協力ください。

全大教の「教員アンケート」
にご協力ください。

WEB版はこちらから→

または以下のURLに
アクセスしてください。

https://zendaikyo.or.jp/?page_id=996



QRコード

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：中東靖恵 文学部准教授 内線 7426



あなたも組合の仲間
になりませんか？

非常勤職員・非常勤講師の方も
歓迎です！

主な活動：団体交渉、学長との懇談会 研究科長・各部長・病院長と交渉
講演会、学習会の開催 レクリエーション活動、コーラスなど

教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！ 一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。お申し込みは、各単組役員、もしくは組合事務所まで。メールからも、お申し込みできます。

職員組合 ODUnion@mb4.seikyuu.ne.jp

岡山大学職員組合加入申込書 (単組役員もしくは組合事務所宛に提出してください)

岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名：

所属：

連絡先 (内線・Eメールなど)

職種：

性別： 男・女